

2021年1月7日

投資家の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

三井住友・メインランド・チャイナ・オープン 繰上償還（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社が委託会社として運用を行っております標記の投資信託につきまして、下記の通り繰上償還を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

敬具

記

1. 繰上償還予定日

2021年3月22日

2. 繰上償還の理由

信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が5億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっています。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い繰上償還（投資信託契約の解約）するものです。

3. 留意事項

上記の繰上償還に関しましては、法令および信託約款の規定に基づき、2021年1月7日から2021年2月10日までの期間、2021年1月7日現在の受益者の方から異議申立てを受け付けます。

ご異議のお申立てのあった受益者の方の保有する受益権口数が2021年1月7日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還は行われません。

なお、2021年1月6日以降、当ファンドをお申し込みいただいた方は、本件に関する

異議申立てはできませんので、このお知らせに関しまして、特段のお手続きは不要です。
なお、異議申立ての結果、繰上償還の実施が決定した場合においても、組入有価証券等の相場変動等の影響を受け、基準価額は変動することがあります。また、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することがありますが、この場合、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しませんので、ご注意ください。

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-88-2976**

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。

以上



三井住友DSアセットマネジメント